

大気汚染防止法による規制・指導の概要（一般粉じんに関する規制）

この資料は、大気汚染防止法に規定する一般粉じん発生施設にかかる届出や規制基準等についてまとめたものです。同法では、このほか、「ばい煙に関する規制」、「揮発性有機化合物に関する規制」等についての規定があります。

1 一般粉じん発生施設を設置するものの義務

工場又は事業場に、大気汚染防止法（以下「法」という。）で定める一般粉じん発生施設を設置する場合、設置者には以下のような義務があります。なお、一般粉じん発生施設は表 1（一般粉じん発生施設）のとおりです。

表 1 一般粉じん発生施設

施設の種類	施設の規模
コークス炉	原料処理能力が 1 日当たり 50 トン以上であること。
鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。） 又は土石の堆積場	面積が 1,000 平方メートル以上であること。
ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が 75 センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が 0.03 立方メートル以上であること。
破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のもの除く。）	原動機の定格出力が 75 キロワット以上であること。
ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のもの除く。）	原動機の定格出力が 15 キロワット以上であること。

（法第 2 条第 10 項、法施行令第 3 条別表第 2）

（1）一般粉じん発生施設を設置するものの義務

一般粉じん発生施設等の届出の義務	法第 18 条、法第 18 条の 2、法第 18 条の 13
構造等の基準を守る義務	法第 18 条の 3
公害防止組織の整備の義務	特定工場における公害防止組織に整備に関する法律
公害防止管理者の選任等の届出義務	

2 届出書の種類

（1）一般粉じん発生施設

届出の種類	届出を必要とするとき	届出の時期
一般粉じん発生施設設置 届出書 様式第 3 (法第 18 条第 1 項)	一般粉じん発生施設を設置しようとするとき (増設、更新を含む)	施設の設置前
一般粉じん発生施設使用 届出書 様式第 3 (法第 18 条の 2 第 1 項)	ある施設が一般粉じん発生施設となった際、現にその施設を設置しているとき（設置の工事をしている場合も含む）	新たに施設に指定された日から 30 日以内
一般粉じん発生施設変更 届出書 様式第 3 (法第 18 条第 3 項)	上記の設置届出書又は使用届出書により届出をした施設の構造、使用の方法又は処理の方法を変更しようとするとき	変更の前
氏名等変更届出書 様式第 4 (法第 18 条の 13 第 2 項)	以下の内容を変更したとき ・届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ・工場又は事業場名称及び所在地	変更のあった日から 30 日以内
一般粉じん発生施設使用 廃止届出書 様式第 5 (法第 18 条の 13 第 2 項)	一般粉じん発生施設の使用を廃止したとき	施設の使用を廃止した日から 30 日以内
承継届出書 様式第 6 (法第 18 条の 13 第 2 項)	一般粉じん発生施設を譲り受け、又は借り受けたとき 届出者について相続又は合併があったとき	承継のあった日から 30 日以内

(2) 届出に必要な書類

届出には(ア)の届出書及び(イ)の添付資料の両方が必要です。一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書以外の届出書には添付書類は不要となります。

ア 一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書

(ア) 届出書及び別紙

届出書及び別紙	備考
様式第3 一般粉じん発生施設設置(使用、変更)届出書	-
別紙1 一般粉じん発生施設(コークス炉)の構造並びに使用及び管理の方法	該当するもののみ添付すること
別紙2 一般粉じん発生施設(堆積場)の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙3 一般粉じん発生施設(コンベア)の構造並びに使用及び管理の方法	
別紙4 一般粉じん発生施設(破砕機、摩砕機、ふるい)の構造並びに使用及び管理の方法	

(イ) 添付書類

必要な書類	備考
一般粉じん発生施設の構造とその寸法を記入した概要図	-
一般粉じんの処理及び飛散を防止するための施設の構造とその寸法を記入した概要図	-
一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類	-
一般粉じん発生施設及び一般粉じんの処理施設を示した工場・事業場配置図	-
工場・事業場への案内図	-
変更内容を説明する書類及び図面	変更届出書の場合のみ添付

(3) 届出部数

各届出とも2通提出してください。

3 構造等に関する基準

一般粉じん発生施設を設置している者は、当該一般粉じん発生施設について、次に定める構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければなりません。

施設の種類の	構造並びに使用及び管理に関する基準
コークス炉	① 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 ② 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 ③ 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
鉱物又は土石の堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 ① 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ② 散水設備によって散水が行われていること。 ③ 防じんカバーでおおわれていること。 ④ 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 ⑤ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
ベルトコンベア及びバケットコンベア	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 ① 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ② コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。 ③ 散水設備によって散水が行われていること。 ④ 防じんカバーでおおわれていること。 ⑤ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

破砕機及び摩砕機並びにふるい	次の各号の一に該当すること。 ① 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 ② フード及び集じん機が設置されていること。 ③ 散水設備によって散水が行われていること。 ④ 防じんカバーでおおわれていること。 ⑤ 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
----------------	---

(法第 18 条の 3、法規則第 16 条別表第 6)

4 基準適合命令等（法第 18 条の 4）

一般粉じん発生施設を設置している者が上記 3 の構造等に関する基準を遵守していないと認めるときは、その設置者に対して期限を定めて、当該一般粉じん発生施設について同基準に従うべきことを命じ、又は当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止を命ずることがあります。

5 報告及び検査（法第 26 条）

- (1) 一般粉じん発生施設の設置者に対して、施設の状況その他必要な事項の報告を求めることがあります。
- (2) 一般粉じん発生施設を設置する工場又は事業場に立ち入り、施設その他の物件を検査することがあります。

6 罰則（法第 33 条の 2 第 1 項第 2 号、法第 35 条第 1 号、法第 36 条、法第 37 条）

基準適合命令等に従わなかったとき、届出を怠ったとき、報告又は立ち入り検査を拒んだときなどには、罰則を適用することがあります。

7 公害防止管理者等の選任及び届出

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき一定規模の工場の設置者には、公害防止に関する技術的事項を管理する公害防止管理者等の選任及び届出が義務づけられています。

(1) 選任が必要な工場（以下「特定工場」という。）

次の表に掲げる要件のいずれにも該当する場合、設置している施設の種類等などに応じて公害防止管理者等を選任する必要があります。

選任が必要な工場の要件		選任する公害防止管理者等の区分	
業種	設置している施設	公害防止管理者 一般粉じん	公害防止統括者
・ 製造業（物品の加工業を含む。） ・ 電気供給業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業	コークス炉 【原料処理能力 50t/日以上】	○	●
	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場 【面積 1,000m ² 以上】	○	●
	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。） 【ベルトの幅 75cm 以上であるか、又はバケットの内容積 0.03m ³ 以上】	○	●
	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。） 【原動機の定格出力 75kw 以上】	○	●
	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。） 【原動機の定格出力 15kw 以上】	○	●

(注) 1 ○印は選任が必要です。

2 ●印は常時使用する従業員の数が 20 人以下の場合は不要です。

3 公害防止管理者は一定の資格が必要ですが、公害防止統括者は、工場の事業を統括管理する者であれば、特定の資格は不要です。

4 業種は、原則として日本標準産業分類によります。また、他の業種と兼業している場合も対象となります。

(2) 公害防止管理者等の選任

特定工場の設置者（以下「特定事業者」という。）は、選任する公害防止管理者等の区分に従い、管理者・統括者及びこれらの代理者を選任しなければなりません。

(3) 選任等の届出

公害防止管理者等を選任した場合は、次の表のとおり届出を行わなければなりません。

届出の種類	届出が必要な場合	選任期限	届出期限	添付書類	提出部数
選任の届出	公害防止管理者等の選任	◎公害防止統括者とその代理者の選任の場合は、30日以内（様式第1）	選任、解任又は死亡した日から30日以内	公害防止管理者の国家試験の合格証書の写し又は資格認定講習の修了証書の写し	正本1通及びその写し1通
解任の届出	公害防止管理者等の死亡又は解任	◎公害防止管理者とその代理者の選任の場合は、60日以内（様式第2）			

(4) 承継の届出

公害防止管理者等の選任の届出をした特定事業者に、相続又は合併があった場合には、その旨の届出を行わなければなりません。

区分	地位を承継する事ができる者	届出期限	提出部数
相続	届出をした特定事業者の相続人	遅滞なく （事由が発生した日から概ね30日以内） （様式第3の2）	正本1通及びその写し1通
合併	届出をした特定事業者に合併があったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人		

8 届出先及び問い合わせ先

- ・緑区（橋本・大沢地区）・中央区・南区

相模原市環境経済局環境部環境保全課

住所：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本館 6 階

電話：042（769）8241

- ・緑区（城山・津久井・相模湖・藤野地区）

相模原市環境経済局環境部津久井地域環境課

住所：〒252-5172 相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 2 階

電話：042（780）1404